

第 2 回

「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会

議 事 録

日 時：2023年6月22日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

市民文化局地域振興部区政課長の江積でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、第2回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会を開催させていただきます。

本日は、計画本書の第1章から第4章－3についてご審議いただく予定となっております。

委員の皆様には、第1回検討部会に引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

2. 挨拶

○事務局（江積区政課長） それでは、ここで、前回の部会を欠席しておりました市民文化局地域振興部長の永澤から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○永澤地域振興部長 皆様、おはようございます。

地域振興部長の永澤です。

前回は、他の公務の出張で、この会議を欠席してしまいました。申し訳ございません。今日からまた皆様と一緒に進めていければと思っております。

よろしくお願ひいたします。

3. 事務連絡

○事務局（江積区政課長） 次に、事務局から、本日の資料及び留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、右上に資料1と表記されている（仮称）札幌市再犯防止推進計画新旧対照表と、前回お渡ししました計画本書となります。

また、座席表、委員名簿、規則を机上に配付しております。

続いて、留意事項ですが、本部会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

留意事項等の説明は以上になります。

本日は、柏委員から欠席のご連絡を頂戴しております。また、荒木委員もご不在ですが、15名中13名の委員にご出席いただいております。審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

それでは、以後の進行を神元部会長にお願いしたいと思います。

神元部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

4. 議 事

○神元部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 市民文化局地域振興部区政課地域防犯担当係長の下川原でございます。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、前回の検討部会の中で磯田委員と小松委員から、計画本書では34ページですが、(2)について、薬物依存だけに限定して記載しているのはなぜか、幅広く考えるべきではないかというご意見があったところでございます。これを受け、計画本書の変更を行った点についてまとめている資料です。

詳細につきましては、この後、計画本書を説明する中で併せて説明させていただきたいと思っております。

続きまして、口頭での報告を1点させていただきます。

前回の検討部会にて、山本委員から、各区役所に設置している更生保護サポートセンターの18時以降の使用制限の緩和についてのご意見がありました。

会議後に確認したところ、各区、運用の中で少なくとも平日の21時までは使用できることを確認いたしましたので、併せてご報告させていただきます。

それでは、本書の説明に入らせていただきます。

前回お配りした計画本書をご覧ください。

前回の会議の中で概要を説明しましたので、重複するところもあると思っておりますが、ご了承くださいければと思っております。

こちらの本書は、国の地方再犯防止推進計画策定の手引きを参考に、庁内へ再犯防止に関連する施策の照会を行った上で、検討部会でご検討、ご議論いただく際の素案としてご活用いただくことを想定して作成したものでございます。

お気づきの点等がございましたら、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

本日の説明は第4章-3までとなりますが、長くなりますので、まずは第1章から第3章までまとめて説明しまして、その後、第4章-1、第4章-2、第4章-3とそれぞれ区切りながら質疑の時間を取らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、第1章から第3章までを説明いたしますので、1ページをご覧ください。

「第1章 計画の策定にあたって」についてです。

本章では、計画策定の趣旨と計画の期間、計画の位置づけを記載しております。

初めに、「1 計画策定の趣旨について」ですが、近年、刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合が全体の約半数を占めている状況を受けまして、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、その中で再犯の防止等に関する施策を実施する責務が地方公共団体にもあることが明記されるとともに、その推進計画の策定が努力義務とされたところでございます。

このたび、札幌市におきましても、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進することを趣旨として、（仮称）札幌市再犯防止推進計画を策定するものです。

続いて、2ページをご覧ください。

「2 計画の期間」ですが、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、期間中に関係法令の改正や再犯防止を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行うことを考えております。

「3 計画の位置付け」については、この計画は、再犯防止推進法に定める地方再犯防止推進計画として策定するとともに、札幌市のまちづくり体系においては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置づけられるものとなります。

続いて、3ページでございます。

第2章 再犯を取り巻く状況と課題についてご説明いたします。

本章では、各種犯罪統計や再犯防止に関する市民意識調査などのデータによって、札幌市における再犯を取り巻く状況を示し、そこから見えてくる課題を整理しております。

なお、本章の5ページ以降に各種データが載っていますが、こちらは、現時点における最新の数値でございまして、来年度の運用開始までには、その時点での最新の数値に置き換わる予定となっております。

3ページの「1 犯罪をした人等の処遇について」から説明いたします。

3ページでは、犯罪をした人等が刑事司法手続を経て地域社会に戻るまでの流れについて、4ページでは、刑の一部執行猶予制度についてそれぞれ図を交えて説明しております。

再犯防止推進法では、犯罪をした人等とは、犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人のことを言い、矯正施設の退所者、退院者に限定されません。犯罪をした人等の多くは矯正施設に入所等することなく地域社会に戻ることとなりますけれども、中には社会復帰に向けた支援が必要な場合がありまして、再犯を防止するためには、そうした人たちへの支援も欠かせないところです。

（荒木委員入室）

続いて、5ページになりますが、ここから各種データの説明になります。

まずは、「2 再犯者数・再犯者率の状況」についてです。

このページから16ページまで統計データが掲載されていますが、各項目の最後には各データから明らかになった札幌市の課題を整理するという構成となっております。

まず、5ページのグラフは、刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移となっております。上段が全国、下段が札幌市のデータとなっております。

なお、札幌市のデータは、札幌市を管轄する全ての警察署における検挙人員に係るデータでございまして、石狩市、当別町、北広島市が含まれております。

この統計によると、札幌市においても、全国と同様に再犯者数は低減傾向にありますが、

再犯者率は令和3年で48.6%と高く、犯罪を減らすためには再犯防止に向けた取組を推進していく必要があることが明らかとなったところでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

「3 更生保護に関する状況」でございます。

こちらは、保護観察終了時の無職の人の数とその割合となっております、上段が全国、下段が札幌保護観察所管内のデータとなっております。

なお、札幌保護観察所管内のデータは、札幌市のほか、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村が含まれております。

下段のグラフですが、札幌保護観察所管内における保護観察終了時に無職であった人の数については、令和3年は前年と比べて人数、割合ともに減少、低下しているところですが、全国の割合と比べると10ポイント以上高い状況となっております。

続いて、7ページに移ります。

こちらのグラフは、刑務所出所時に帰住先のない人の数及びその割合となっております、上段が全国、下段は北海道のデータとなっております。

下段の北海道のデータを見ますと、令和3年は前年と比べて人数、割合ともに減少、低下しております、全国の割合と比べても低い値となっておりますが、それでもなお、割合は14.5%となっており、10人に1人以上は帰住先のないまま刑務所を出所しているという現状となっております。

続いて、8ページでございます。

こちらのグラフは、協力雇用主に関する統計でございます。上段が全国、下段が札幌保護観察所管内のデータとなっております。

緑色の棒グラフが協力雇用主数、黄色の棒グラフが刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主数、赤色の折れ線グラフが協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数を示しております。

近年、協力雇用主の数は全国、札幌保護観察所管内ともに増加傾向にありますが、実際に雇用している協力雇用主となりますと、全国、札幌保護観察所管内ともに非常に少なく、数%にとどまっている状況となっております。

続いて、9ページです。

こちらは、保護司数と保護司充足率となっております、上段が全国、下段が札幌保護観察所管内のデータとなっております。

保護司については、保護司法により定数が定められておりまして、保護司の充足率は保護司の定数に対する保護司の人員の比率を示しているところでございます。

こちらは、平成29年以降、保護司数及び保護司充足率は全国的に減少・低下傾向にありまして、札幌保護観察所管内も同様の傾向となっております。

また、令和4年の札幌保護観察所管内の保護司充足率は82.6%となっております、全国と比べ6ポイント以上低い数値となっております。

続いて、10ページをご覧ください。

こちらは、「社会を明るくする運動」への参加人数を示したデータとなっております。

こちらは札幌保護観察所管内の参加人数ですが、令和元年までは年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるイベント開催の制限などもあり、令和3年度は令和元年度の1割弱の参加人数となっております、大幅に減っているところでございます。

なお、補足ですが、札幌保護観察所管内の人口と同程度の人口規模の他県における令和元年の数値を調べてみますと、札幌保護観察所管内のほうが参加人数が多い状況が確認できました。

続いて、11ページをご覧ください。

ここでは、これまで説明した更生保護に関する各種データに見る札幌市の課題をまとめております。

保護観察終了時に無職である人の割合は全国に比べて高い水準で推移しておりまして、協力雇用主に雇用されている人は減少傾向にあることから、犯罪をした人等を取り巻く就労環境が不安定な状況にあると言えます。

また、刑務所出所時に帰住先のない人は北海道で14.5%となっていることから、住宅の確保について支援が必要であることが分かります。

保護司につきましては、札幌保護観察所管内の充足率は全国に比べ低い状況にあり、担い手不足が顕著となっているところでございます。

社会を明るくする運動については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は参加人数が大幅に減少し、近年は周知、啓発の機会が少なくなっております。

以上を踏まえまして、犯罪をした人等が、社会復帰して安定した生活を送るためには、就労や住宅の確保に向けた支援を進めていくことが必要であるとともに、保護司の安定的な確保に向けた取組や更生保護に関する市民の理解を深める広報、啓発などの取組を積極的に行うことが重要であることが課題として明らかになりました。

続いて、12ページですが、「4 再犯の防止に関する市民意識調査の状況」について説明させていただきます。

こちらは、15歳以上の札幌市民を対象として、令和4年10月4日から10月12日に実施したインターネットアンケートの結果を示したものです。

(1) 「再犯防止等に関する用語のうち、内容を知っているものはありますか」という設問に対する回答としては、グラフの上からの4番目の「保護司」、下から2番目の「更生保護施設」は35%程度の人を知っているという一方で、一番下の「選択肢の中に知っている用語がない」と答えた人が44%と最も多い結果となっております。

次に、(2) 「犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがありますか」という設問に対して「ある」と回答した人は3.8%であり、ほとんどの人は協力したことがないという結果になっています。

続いて、13ページをご覧ください。

先ほど、(2)の設問で立ち直りに協力したことがあると回答した方に対し、「どのような協力をしたことがありますか」とお聞きしたところ、最も多い結果となったのが、グラフの一番上の「継続的に助言や援助をしたことがある」と答えた人で、61.1%という結果でした。

その下の(4)「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか」という設問に対する回答としては、「思う」と答えた人が32.7%ということで、約3人に1人であり、協力したいと思わない人を下回る結果となりました。

14ページをご覧ください。

(4)の設問で立ち直りに協力したいと思うと回答した人に対し、「どのような協力したいと思いますか」とお聞きしたところ、グラフの下から2番目の「ボランティアに参加したい」が43.9%と最も多く、続いて、グラフの一番上の「継続的に助言や援助をしたい」と答えた人が38.2%という結果になりました。

続いて、15ページです。

先ほどの(4)の設問で、立ち直りに協力したいと思わないという方が67.3%いたのですけれども、その回答をした人に対して、「立ち直りに協力したくないと思う理由を教えてください」とお聞きしたところ、グラフの上から順に、「どのように接すればいいかわからない」「協力の方法がわからない」「犯罪に巻き込まれそうで怖い」「関わりたくない」といった回答が多い結果となりました。

続いて、16ページをご覧ください。

(7)「犯罪をした人等の立ち直りのために、どのような取組が必要だと思いますか」という設問に対して最も多かった回答は、グラフの上から6番目の「復学や進学など、学びの継続に向けた支援を行う」の32.3%、次いで多かったのがグラフの一番上の「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」の31.7%となりまして、学習機会や仕事に就くために必要な知識の不足を解消する取組が必要だと考える人が多い結果となりました。

17ページに移ります。

ただいまの市民意識調査の状況に見る札幌市の課題をまとめております。

犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがある市民の割合はごく僅かであり、関係用語の認知度も低く、関わりが希薄であることから、市民にとって再犯防止の取組が身近に感じられるような周知が必要となります。

意識の面ですが、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は約3割にとどまっております。再犯防止に向けた意識を高めていくことが重要です。

また、立ち直りに協力したいと思わない理由として、犯罪をした人との接し方や協力の方法がわからない、関わりを持ちたくないといった回答が多いことから、再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に

寄与するということについて、市民の理解を進めることが必要となります。

続いて、18ページになります。「第3章 計画の目的・基本計画・成果指標」について説明させていただきます。

本章につきましては、計画策定の目的、札幌市における課題を踏まえた基本方針及び重点項目の設定、計画の目的の達成状況や取組の実施状況を確認するための指標を設定しております。

まず、「1 計画の目的」です。

この計画は、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することで、再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指すものでございます。

次に、「2 基本方針」についてです。

先ほどの第2章で明らかになった札幌市の課題として、札幌市では、再犯者率が全体の約半数を占めていること、犯罪をした人等が地域で安定的に生活するために多様なサービスを適切に提供すること、立ち直りを支援する保護司をはじめとした民間協力者の担い手を確保すること、再犯防止に対する市民の関心が低いことなどが挙げられております。

こうした課題を解決するために、札幌市のみならず、更生保護関係機関や団体等と情報共有や意見交換を行いながら、連携して効果的に施策を実施していくことが重要となりますので、計画の目的達成に向けて、国の再犯防止推進計画との整合性を取りながら、記載の5項目を基本方針としております。（1）関係機関等との連携協力による再犯防止施策の総合的な推進、（2）犯罪をした人等への切れ目のない支援、（3）犯罪被害者等の心情への最大限の配慮、（4）犯罪の実態や社会情勢等に応じた効果的な施策の推進、（5）広く市民の理解と協力を得るための普及啓発、以上を基本方針として整理しています。

次に、「3 重点項目」でございます。

ただいま説明しました「2の基本方針」の5項目を踏まえまして、19ページのとおり、7つの重点項目を設定しております。こちらに目的達成に向けて必要な施策を位置づけて着実に推進していきたいと考えております。

ここで1点訂正がありますので、口頭で説明いたします。

（4）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組という記載がありますが、これについては、本書の43ページに記載の、「様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組」が正しいタイトルとなりますので、報告させていただきます。

話を戻しますが、7つの重点項目を申し上げますと、（1）就労・住居の確保、（2）保健医療・福祉サービスの利用促進、（3）学校等と連携した修学支援、（4）様々な困難に応じた効果的な支援の実施、（5）民間協力者の活動の促進、（6）国・民間団体との連携強化、（7）広報・啓発活動の推進となります。

次に、「4 成果指標・参考指標」についてです。

この計画の目的である再犯防止の達成状況を評価する指標として、再犯者数を一つ目の成果指標としております。また、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する指標として、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合を二つ目の成果指標に設定しております。

再犯者数の目標値につきましては、近年の再犯者数の低減傾向から推計される数値を下回る人数として、令和9年に1,350人以下とさせていただいております。

立ち直りに協力したいと思う人の割合の目標値につきましては、国の世論調査の結果などを参考に、令和10年度に50%以上としているところでございます。

なお、表の中に、計画策定時の数値ということで、再犯者数は令和3年度、立ち直りに協力したいというのは令和4年度の数値が記載されていますが、こちらは現時点における最新の数値となっておりますので、令和5年末には最新の数値への差替え予定となっております。この後にご説明する参考指標についても同様となりますので、ご承知おきください。

また、指標と取組の関係性を明確にするため、成果指標の改善に寄与する重点項目を明記しております。再犯者数に特に関連の深い項目としては重点項目の1から6まで、立ち直りに協力したいと思う人の割合については重点項目の7をひもづけております。

続いて、20ページです。

ここでは、参考指標として各種統計データを挙げております。これらの指標につきましては、札幌市外を含む広域の統計ではございますが、再犯防止に関する取組について多方面から動向を把握するための参考指標として設定しております。

具体的には、表の上から、保護観察終了時に無職の人の数と割合、協力雇用主数、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数、保護司数と充足率、社会を明るくする運動への参加人数を挙げており、これらの指標に関連がある重点項目として、(1)就労・住居の確保や(5)民間協力者の活動の促進、(7)広報・啓発活動の推進をひもづけております。

長くなりましたが、第3章までの説明は以上です。

○神元部会長 ただいま、第3章まで事務局から説明がありました。

ここまでの説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、再度、事務局から説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) それでは、第4章の説明に移らせていただきます。

まずは、21ページと22ページをご覧ください。

こちらは、先ほど第3章でお示した7つの重点項目に合わせて整理しております。

1回目の会議の際も申し上げましたが、この計画では、再犯の防止を直接の目的としている取組のほか、従前から実施している各種サービスや事業等で再犯防止等に資する取組、

副次的な効果として再犯の防止等につながる取組についても推進を図ることとしております。

それでは、重点項目の1項目めの「就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組」からご説明いたします。

23ページをご覧ください。

こちらのページでは、就労の確保に焦点を当てて、現状と課題を踏まえた対応方針を記載しております。安定した生活基盤を整えるためには就労の確保が重要であるといった内容を冒頭に書いておりますが、詳細の説明は割愛させていただきます。

それでは、札幌市の取組について記載している25ページ以降の説明に移らせていただきます。

1番「札幌市就業サポートセンター・あいワーク」でございます。

札幌市就業サポートセンターでは、札幌市が委託する民間職業紹介事業者と国の機関であるハローワークが官民共同で運営しており、無料の職業相談、職業紹介に加えまして、就職支援セミナーやスキルアップ講座、職場体験など多様な就労支援サービスを提供しております。

また、北区を除く9区に設置されたあいワークにつきましては、札幌市とハローワークが一体的に運営しておりまして、無料の職業相談・職業紹介を提供しております。

統計的な話をさせていただきますが、令和4年度の札幌市就業サポートセンターにおける相談件数は8,219件、あいワーク9区合計の相談件数は5万5,627件となっております。

続いて、26ページの2番の「生活困窮者自立支援制度による就労支援」でございます。

こちらは、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、札幌市生活就労支援センター、ステップを設置して、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などの支援を実施しています。

就労支援については、ステップの就労支援相談員による就労支援に加えまして、認定就労訓練事業の利用のあっせん、就労ボランティア体験事業、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しております。

なお、ステップについては、各区の区役所や区民センターへの出張相談も実施しております。

相談件数はコロナ前より増加傾向にあり、令和元年度の新規相談件数が2,746件でございますが、直近の令和4年度は1万969件と大幅に増えている状況です。

続いて、3番の「生活保護制度による就労支援」でございます。

こちらは、生活保護を受給している人に対して、各区に配置された就労支援相談員による就労支援を実施する取組です。また、対象となる人の状況に応じて、認定就労訓練事業の利用についてのあっせん、就労ボランティア体験事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する取組です。

こちらの就労支援相談員は、各区の保護課に配置されまして、区の規模に応じて1名から5名が配置されており、10区合計で30名という体制となっています。

なお、就労支援相談員の相談を利用して保護を受けた方は、令和4年度の数字ですが、全市で前年度からの継続者を含め、延べ1,346人となっております。

続いて、27ページに移ります。

4番の「障がい者元気スキルアップ事業」でございます。

こちらは、障がいのある人の雇用機会を確保して職場定着を高めることを目的として、障がい者向けの職業紹介や企業向けのセミナーなどを実施しているところです。

なお、毎年10名以上の障がい者がこの事業を利用して企業へ就職しております。直近の実績ですと、令和4年度は21名の障がい者の就職につながっています。

続いて、5番の「障がい者就業・生活相談支援」でございます。

こちらは、就業・生活相談支援事業所におきまして、ハローワーク、北海道障害者職業センター、企業などと連携して、障がい者の求職活動の支援や就労に関わる生活相談を実施する取組です。

就業・生活相談支援事業所は、札幌市内に5か所ありまして、うち4か所が札幌市所管の事業所でございます。4か所の札幌市所管の事業所では、ジョブサポーターと呼ばれますが、障がいのある方が働く職場に入って直接的な支援を行うスタッフが2名ずつ配置されていまして、多様なニーズに対応した相談を行っております。

札幌市所管の4か所の事業所の令和4年度の相談実績は、2万4,440件でございます。

続いて、6番の「障がい者雇用推進のための啓発」です。

障がいのある人の雇用事例に関する講演などを通じまして、企業、障がいのある人、その他関係団体の相互理解を深め、障がいのある人の雇用を促進することを目的とする雇用支援フォーラムを実施する取組です。

このフォーラムは毎年開催しておりまして、令和4年度につきましても、障がい者雇用に積極的に取り組む経営者を招いて講演などを行っております。

続いて、ここからは高齢者向けの支援となります。7番の「シニアワーキングさっぽろ」です。

こちらは、市内企業の人事・採用担当者を対象とした高齢者雇用に係る意識醸成を図るセミナーや、シニア層を対象とした高齢者の就業を支援することを目的とした体験付き仕事説明会を実施しています。こちらは、平成29年度から開催しているイベントで、会場のブース内で仕事内容の説明や仕事体験を通じまして、企業と就業を希望する高齢者のマッチングが目的となっております。

令和4年度の体験付き仕事説明会は2日間開催したほか、シニア層の雇用を検討あるいは体験付き仕事説明会への出展を検討している企業向けにシニア採用セミナーを開催しております。体験付き仕事説明会には延べ100社が出展しておりまして、働く意欲の高い

シニア層 786 名が来場しております。

8 番の「公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援」です。

札幌市シルバー人材センターが実施していきまして、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした高齢者の就労機会の確保の取組に対して補助金を交付して活動を支援しています。

シルバー人材センターは、札幌市内には 4 か所の支部があります。これは令和 3 年度末時点の数字となりますけれども、会員数は 3, 598 人おりまして、令和 4 年度は 1 万 5, 722 件の受注実績がたま。

続いて、28 ページからは若者向けの支援です。

9 番の「さっぽろ若者サポートステーション」です。

こちらは、札幌市若者支援施設（Y o u t h +）において、15 歳から 49 歳までの就労に至っていない方や、家事、通学をしていない人に対して、就労相談など、職業的自立に向けた支援を実施しております。こちらは、通称「サポステ」と呼ばれてはいますが、厚生労働省の委託により全国 177 か所に設置されております地域若者サポートステーションの一つに位置づけられております。

なお、さっぽろ若者サポートステーションでは、札幌市若者支援総合センターにおける自立支援事業と合わせて広く若者の社会的自立に向けたサポートを行っていきまして、令和 4 年度は 312 名の方が就職や公的職業訓練等への進路を決めているところでございます。

続いて、10 番の「ワークトライアル事業」です。

新卒未就職者及びおおむね 50 歳以下で求職中の方、または非正規社員などを対象に、学卒の研修や最大 1 か月間の研修給付金のある職場実習等を通じまして、さっぽろ圏内企業への正社員または正社員転換が可能な就職支援を実施しております。

こちらの事業は、平成 28 年度から開始したもので、当初はおおむね 35 歳以下の求職者を対象にしていたのですが、徐々に対象年齢を引き上げて、現在はおおむね 50 歳以下の方まで対象を広げております。

また、近年はメンタル面に不安を抱えた参加者が増えていることを踏まえまして、個別カウンセリングにも力を入れて、個々に応じたきめ細やかな併走型支援を行っております。

参加者数ですが、令和 4 年度は 130 人に参加しており、正社員就職率は 70% という実績となっております。

続いて、11 番から 13 番までは、協力雇用主向けの支援内容となっております。

11 番の「札幌市競争入札参加資格（工事）の格付における加点」です。

協力雇用主として登録されていて、審査基準日から起算して過去 2 年間に保護観察対象者等を雇用した実績や、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習または事業所見学会を実施した実績のある者に主観的評定点を 5 点加点しております。

こちらの実績の証明は、協力雇用主活動実績証明書という様式がありまして、札幌保護

観察所において行います。

ちなみに、令和4年度に加点措置を行った事業者は7者ございます。

この優遇措置は、現在、政令市20市中14市で採用されております。

続いて、12番の「札幌市工事等総合評価落札方式の入札における加点」ですが、こちらは新規の取組として挙げさせていただいています。

総合評価落札方式の入札において、協力雇用主への加点措置の導入を検討します。こちらはまだ検討中の内容ですが、総合評価落札方式の入札時の審査において、協力雇用主としての実績などを加味するものです。現在、政令市では20市中6市で採用されている方式でございます。

続いて、13番の「協力雇用主制度の周知」ですが、こちらにも新規の取組です。

協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度や相談窓口等の普及啓発を実施するものでございます。

こちらの今年度の具体的な取組としては、札幌市が実施する合同企業説明会や企業向けセミナーなどにおきまして、市内企業向けに協力雇用主制度及びこれに付随する補助制度、支援機関等の周知などを予定しているところです。

続いて、29ページをご覧ください。

ここからは、住居の確保に関する取組となります。

冒頭の導入文は、国の取組と併せて札幌市でも帰住先確保の取組が必要であるといった内容となっておりますが、詳細な説明は割愛させていただきます。

課題を踏まえた札幌市の取組について、2点挙げさせていただきました。

14番の「住宅確保要配慮者居住支援」です。

こちらは、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」において、民間賃貸住宅などの住まいの情報を紹介するほか、相談者の状況に応じて生活支援サービス等の紹介を実施しています。

「みな住まいる札幌」は、令和2年4月に開設された相談窓口ですが、初年度の相談件数は864件であったのに対して、直近の令和4年度では1,365件ということで、約500件増加しております。

また、相談を受けて入居決定に至った件数も年々増加しておりまして、令和4年度の入居決定の件数は116件となっております。

続いて、30ページです。

15番の「更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援」です。

更生保護施設が実施する更生保護事業のうち、国からの委託費が支給されない任意の継続保護事業に係る経費の一部について支援を行うものです。

保護観察対象者などを更生保護施設に宿泊させて必要な保護を行う継続保護事業は、国からの委託による委託保護と法人が任意に行う任意保護に大別されますが、委託保護の法定収容期間である6か月の経過後も身寄りがない被保護者に対して行う継続保護が任意保

護です。

以上、第4章－1の「就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組」についての説明でした。

○神元部会長 ただいま、第4章－1について事務局から説明がありました。

ここまでの説明についてご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○綿貫委員 住宅管理公社の綿貫です。

今、後半にありました29ページの札幌市の取組の14番の住宅確保要配慮者居住支援のご説明の中で、相談件数や入居に至った件数のご紹介がありました。皆さん当然ご承知だと思いますけれども、これはあくまでも全体の件数ということで、犯罪を犯した方の件数ではありません。こちらの窓口は幅広く受けておまして、高齢者や障がいをお持ちの方の件数が多くなっているのです、そういうものを含めた全体の件数であることを確認しておきます。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 補足の説明をありがとうございます。これは全体の件数ということで説明させていただきました。

○磯田委員 弁護士会の磯田です。

まずお聞きしたいのは、第4章の前の20ページのところで、協力雇用主数が803社あるのだけれども、実際に雇用しているのは29社しかありません。これをパーセントにすると3.6%ですが、この原因について何か分析や研究をされていますか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） こちらは、客観的なエビデンスのようなものはないのですけれども、直近では新型コロナウイルスの影響が大きいと思っております。

○磯田委員 それは推測ですか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） そうです。客観的なものは、今、手元にはないです。

○磯田委員 アンケート調査などをされる予定はないということですね。

○荒木委員 協力雇用主会連合会の荒木です。

協力雇用主といっても、地域におられる方と更生保護施設に頻繁に出入りされている方がおられまして、圧倒的に多いのは更生保護施設に出入りしている協力雇用主になるので、どうしても1社に偏りがちになります。そこで、今、保護観察所とも協力して、いろいろな業者さんに、更生保護施設にいる人も採用していただくように調整しているところです。

特に、女性のほうが偏りやすいので、そここのところに配慮しながらやっているところです。

○磯田委員 私の質問の趣旨としては、いろいろな施策ということで出ていますが、これはほとんど継続なのです。ですから、新しいメニューがほとんどないので、今のままでいくというふうにはしか見えないのです。仕事が必要ということはよく分かりますけれども、そのために何か新しい施策を考えないのかというところが一番のポイントです。そこで、

協力雇用主がいるのに実際の数が少ないということ进行分析されたほうがいいのではないかと考えてお話をしました。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

一旦は継続の取組を多く挙げておりますが、今後、庁内でも関係会議を継続して開いていく予定ですので、こういう統計も参考に、ご指摘いただいた課題について庁内でも情報共有していきたいと思っております。

○高橋委員 札幌矯正管区の高橋です。

質問ということでしたが、提案や意見を申し上げてよろしいでしょうか。

○神元部会長 お願いします。

○高橋委員 28ページの13番に、今出ました協力雇用主制度の周知（新規）というものがございます。こちらについて提案ですが、コレワークという組織が法務省にございまして、23ページの下部の※14にある矯正就労支援情報センターというのがコレワークの正式名称です。コレワークについても、出所者等の雇用を促進できるように企業に働きかけをしているところでございまして、できれば、協力雇用主制度だけではなくて、コレワークの周知についても入れていただくことを検討いただければと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） コレワークの取組についてのお話でございましたが、いただいたご意見を一旦持ち帰らせていただきまして、この計画の中でどのように反映できるか、検討させていただきたいと思っております。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、再度、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 続いて、第4章-2、32ページの説明に移らせていただきます。

「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」でございます。

こちらの取組ですが、構成としては、32ページ、33ページが高齢者・障がい者等への支援、34ページ、35ページの薬物等の依存症を有する人への支援ということで、対象者ごとに分類しております。

まず初めに、32ページの高齢者・障がい者等への支援についてご説明いたします。

冒頭の対応方針ですが、これまで国が福祉関係機関と連携した入口支援や出口支援などの取組を実施してきた一方で、高齢者や障がいのある人など、福祉的ニーズを抱える人に支援が行き届かない場合があるといった課題があることを踏まえまして、札幌市でも福祉的支援の利用を促進する取組を実施していくという内容になっております。

33ページに札幌市の2つの取組を記載しておりますので、それぞれ説明いたします。

まず、16番の「地域包括支援センター、介護予防センターの総合相談」です。

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるように、医療、介護、住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施するものです。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの資格を持つ専門職員が、介護や福祉など様々な制度や地域のサービスについての総合相談や支援を行っております。現在、札幌市内27か所に設置されています。

介護予防センターでは、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行うなど、介護予防の拠点としての役割を担っております。また、介護予防に関する相談も行っておりまして、地域包括支援センターを補完する機能もあります。現在、札幌市内53か所に設置されております。

続いて、17番の「障がい者相談支援事業」です。

こちらは、障がいのある人やその親族の方などからのあらゆる相談に応じまして、サービス調整や関係機関との連携、地域づくりなどのほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施している取組です。

相談窓口となる障がい者相談支援事業所は、現在、市内18か所に設置されております。

電話相談も含めた相談件数は、令和4年度で約15万5,862件となっております。障がい者にとって非常にニーズの高い取組と言えらると思ひます。

続いて、34ページです。

タイトルは「薬物等の依存症を有する人への支援」ですが、今ご覧になっている本書では「薬物依存を有する者への支援等」となっておりまして、現状と課題を踏まえた対応方針について薬物依存に特化した内容となっております。

冒頭に資料1について触れさせていただきましたけれども、前回の検討部会でご指摘があった箇所です。

再度、資料1をご覧いただきたいのですが、この新旧対照表のとおり、タイトル及び現状と課題を踏まえた対応方針をアルコールやギャンブルなど依存症全般に言及した内容に修正しました。

なお、札幌市の取組につきましては、35ページの一番下の22番の「薬物乱用防止に関する啓発」以外は薬物依存に特化した取組ではないので、取組内容が記載されている囲みの上に付されている「ア」「ウ」「エ」のタイトルを「依存症」という表現に変更しております。資料1の裏面に修正後のものを挙げておりまして、依存症全般の取組ということで表現を変更しております。

それでは、本書に戻って、札幌市の取組の説明に移らせていただきます。

18番の「札幌こころのセンターによる依存症相談」です。

札幌こころのセンターでは、依存の問題で困っている札幌市在住の方やその家族、関係機関からの相談に対応するため、札幌市依存症相談窓口を設置しまして、電話や面接による依存症からの回復のためのアドバイスや専門医療機関の案内を実施しております。

令和4年度の依存症相談専用電話における相談の延べ人数は430人、最も多い相談内容はギャンブルで147人、続いてアルコールが143人、薬物は82人となっております。

同じく令和4年度の面接相談の延べ人数は31人となっております。最も多いのはア

ルコールで15人、続いてギャンブルが14人、薬物は1人となっております。

続いて、35ページに移ります。

19番の「依存症専門医療機関及び関係機関との連携」です。

国の定める基準によりまして、専門医療機関を選定し、依存症に関する専門的な医療の提供を実施しております。さらに、依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、札幌市依存症対策地域支援連携会議を開催しております。

なお、依存症専門医療機関では、依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有する医師が担当する入院医療や認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来治療を実施しております。札幌市では六つの医療機関を選定しているところです。

また、札幌市依存症対策地域支援連携会議ですが、令和元年度に設置された会議体として、専門の医療機関、相談機関に加えまして、回復支援施設や自助グループも会議に参加して、地域における依存症に関する情報や課題の共有や連携を図っている取組です。

続いて、20番の「札幌こころのセンターによる依存症相談」ですが、こちらは先ほど説明した18番の取組と同じですので、説明は割愛させていただきます。

21番の「依存症に関する普及啓発、情報提供」ですが、冊子やチラシなどを作成して市民や関係機関等に配布するとともに、ホームページ、SNSなどに掲載して情報発信を実施しております。

また、関係支援団体等からの連携依頼に応じまして、団体等が作成した啓発物についても同様に情報発信を実施しております。

22番の「薬物乱用防止に関する啓発」です。

こちらも啓発系の話になりますが、北海道の薬物乱用防止対策実施要綱に基づきまして、地下鉄駅掲示板やチ・カ・ホのビジョンなどを活用して、薬物乱用防止に関する啓発を実施しているところです。

また、厚生労働省が展開する薬物乱用防止キャンペーンでは、FMラジオ放送を通じまして、市長による薬物乱用防止についての呼びかけも実施しています。

ここまでの、第4章-2の「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」です。

以上でございます。

○神元部会長 ただいま、第4章-2について事務局から説明がありました。

ここまでの説明についてご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○小松委員 定着支援センターの小松です。

前回会議の概要の説明のときにも確認させていただいたのですが、保健福祉の分野で定着支援センターの名前が載ってこないのは、札幌市の所管ではないからであるというお話がありまして、具体の取組の中でも出てきていませんでした。

私どもとしては、メインとして出てこなくてもいいのですが、例えば、地域包括支援センターとか障がい者相談支援事業所というのは、私たちの事業の中では連携先として欠かせないところなのです。ですから、例えば、27ページの障がい者就業・生活相談支援センターに書いてあるように、状況に応じて定着支援センターなどと連携しという文言を入れられないものか、ご検討をいただけないかということです。

それから、戻りますが、市民アンケートの話がありました。市民アンケートは令和4年度に実施して、次にやるのはいつになるのですか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） アンケートは毎年実施いたします。

○小松委員 この分野の話題は知る人ぞ知るといものになりがちで、それを広く市民に浸透していくという中では、具体的な取組に書いている担当課レベルのもろもろの計画にどうやって包摂していくか、罪を犯した方々の支援というものを盛り込んでいくかが重要で、例えば、福祉の分野であれば福祉計画の中にどういう盛り込み方をしていくのかということも十分意識しながら作成していただければと思います。

また、要所要所で必要な機関はきちんと明記して載せていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 前回の会議の中で、札幌市の取組なので定着支援センターの取組は出てきていない旨の説明をさせていただきましたが、もちろん関わりのある大事な機関だと認識しておりますので、持ち帰らせていただきまして、計画の中にどのような形で反映できるかを検討させていただきたいと思っています。

また、担当課それぞれの個別計画で再犯防止の観点を盛り込めないかというご意見ですが、そちらも貴重な意見として預らせていただきたいと思います。

○伊野委員 私からも同様の意見ですけれども、高齢であったり障がいがあったりという方が再犯を繰り返す要因として、適切な福祉サービスにつながっていないということが多く見られます。ですから、今、定着支援センターさんからもありましたけれども、定着支援センターさんの取組や、検察庁でも更生緊急保護の重点実施ということで保護観察所や定着支援センターと連携して取り組ませていただいているので、市民はもちろんですが、福祉サービスを提供する事業者さんのご理解やご協力を促進していただけるような記載の充実についてご検討いただければと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 各機関が実施している入口支援や出口支援というのは、市民になじみの薄い分野かもしれませんので、今後、ご相談をさせていただきながら、どのような形で計画に盛り込んで市民に広く周知する内容にできるか、検討させていただきたいと思っています。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○磯田委員 イの19番に関係機関との連携とあるのですけれども、連携するだけではなくて、例えば依存症の回復に向けてバックアップをしている団体に対する援助や経済的な支援ということはお考えになられていないのでしょうか。

○事務局（江積区政課長） 現時点で経済的な支援は予定していません。

○磯田委員 それは、今後も検討する余地はないということですか。

○事務局（江積区政課長） 今回、札幌市で再犯防止推進計画を策定し、関係機関、市民、協力雇用主の方などにしっかり周知して理解していただくということが大事だと思っています。更に関係機関の皆さんとネットワークを組みながら各種取り組んでいくことが第一ではあるのですが、一方で、札幌市の庁内の各部局の中でも再犯防止という課題があるということに思いが至っていないところもあると考えていますので、改めて認識した上で、各部局で行っている既存の事業をどのように行っていくか、それぞれの部局でも考えていただきたいと思っています。その中で、必要な事業については検討していくということになると考えております。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、再度、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 本日最後の説明となりますが、39ページの第4章-3、「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」についてです。

まず、冒頭の対応方針ですが、少年院出院時に復学、進学希望がかなわない人が多くいるなど、依然として犯罪をした人等が学習の機会に恵まれていない現状があることを課題として捉えまして、札幌市として非行の未然防止や学び直しの支援を行っていくという整理をしております。

以下、札幌市の取組ということで、23番から31番までの9つの取組を記載しておりますので、順を追って説明させていただきます。

23番の「少年育成指導員による巡回指導」です。

青少年の非行化防止のため、市の職員が市内の繁華街、遊技場、公園などを巡回しまして、声かけなどを実施しています。

子ども未来局及び各区役所に配置されました少年育成指導員が、駅やバスターミナル、繁華街、商業施設などを巡回しまして、喫煙や学校に行けないといった子どもの問題行動に対応しております。

令和4年度の指導対象者の合計は5,216人となっております。小・中・高のうちで一番多いのが小学生の3,777人、次いで中学生の1,345人、高校生が79人と続いております。

また、指導内容としては、ゲームセンターなどの遊技場等出入りが最も多く、3,078件となっております。

40ページの24番の「地域における子どもを見守る取組の推進」です。

これは、青少年を見守る店への登録推進活動ということで、青少年を見守る店を増やしていくという取組ですが、この活動は、札幌市青少年育成委員会及び中学校区青少年健全育成推進会が中心となって行っております。青少年を見守る店の登録店は、最新の令和5

年1月末の数字で5,636店あります。

続いて、25番の「『人間尊重の教育』の推進」です。

令和5年度の札幌市学校教育の重点の基盤として人間尊重の教育を位置づけておりまして、学校、家庭、地域が一体となって、全ての教育活動において、子どもの個性、多様性を認め、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育んでいく取組です。

人間尊重の教育につきましては、令和4年度から学校教育の重点の基盤として位置づけられたもので、多様性を認め、あらゆる他者を尊重していくという教育方針は、犯罪や非行をした人の立ち直りに対する理解促進に取り組んでいくという再犯防止推進計画が目指す方向性と一致するものと考えております。

26番の「いじめ対策・自殺予防の推進」です。

児童生徒のいじめに関する実態について多面的に把握し、未然防止、早期発見、対処の取組ができるよう、学校と家庭、地域、関係機関との連携の充実を図るとともに、自殺予防教育を推進していくという取組となっています。

いじめ問題に関しては、特定の教職員が抱え込むことなく、迅速かつ組織的な対応に努めていくこととしております。

27番の「学校におけるネットトラブル等対策の推進」です。

各学校におけるネットトラブル等への対応力を高めるとともに、インターネット上の児童生徒等の不適切な書き込みなどを早期に発見し対応できるよう、ネットパトロールを行うほか、ネットトラブル等の発生時には、警察等の関係機関や専門業者と連携して支援を実施するという取組です。

ネットパトロールにつきましては、平成21年度から専門業者に委託して実施しているところですが、個人情報や誹謗中傷などの書き込みといったネットトラブルの未然防止や早期発見に努めているところです。

続いて、41ページの28番の「スクールカウンセラーの活用」です。

いじめや不登校などの不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対し、スクールカウンセラーによる専門的支援を実施するものでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、市内全ての市立小・中・高等学校・特別支援学校・義務教育学校及び中等教育学校に配置しておりまして、児童生徒や保護者の教育相談に対応しております。

29番の「スクールソーシャルワーカーによる支援の充実」です。

いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーといった様々な問題を抱える児童生徒を取り巻く環境（家庭や学校等）に働きかけたり、関係機関と連携するなど、問題解決に当たるスクールソーシャルワーカーの支援を実施しております。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士または精神保健福祉士のいずれかまたは両方の資格を取得している専門家でございまして、現在、札幌市では19名体制で対応に当

たっているところです。

30番の「子どもに関わる相談体制の充実」です。

問題を早期に発見するため、子どもや保護者がいじめや人間関係、学習等に関する悩みを24時間いつでも相談できる相談窓口を整備しております。

こちらは、都道府県及び指定都市教育委員会が運営しておりまして、夜間、休日を含めて24時間対応可能な相談体制として、24時間子供SOSダイヤルを整えております。

31番の「若者の社会的自立促進（まなぷらっと）」です。

札幌市若者支援施設（Y o u t h +）におきまして、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学などを目的に学習相談及び学習支援を実施する取組です。

札幌市若者支援施設では、若者の社会的自立促進事業として、平成30年度から、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の認定試験の合格や高校入学を目的とした学習相談・学習支援を行う若者の社会的自立促進事業を実施しておりまして、令和4年度は延べ274件の学習相談に応じまして、そのうち、9名が高卒資格を取得、3名が高校入学試験に合格した実績がございます。

ここまでの、第4章-3の「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」です。

説明は以上でございます。

○神元部会長 ただいま、第4章-3について説明がありました。

ここまでの説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○高橋委員 取組23の少年育成指導員による巡回指導のところに「市職員（会計年度任用職員）」とあります。ここであえて会計年度任用職員と書いている理由は何かあるのでしょうか。

○事務局（江積区政課長） 実際に巡回指導を行っているのは、正規の市の職員ではなく、会計年度任用職員であるという事実を記載させていただいております。

○高橋委員 分かりました。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○磯田委員 先ほどの依存症のところとも関係するのですが、若者層における薬物は、特に大麻の乱用、それからギャンブルです。先ほどもご説明があったとおり、相談はギャンブルが一番多いという話でしたが、恐らく若者層がかなり多いと思うのです。そのほかに、FXなどの投機的な取引によって経済的に破綻するという事例が非常に多いのですが、その辺の学校における教育というものはこの中にないのですが、実際にはされていると思うのです。消費者教育や薬物乱用の個別の学校における教育等がされていると思います。それらがこの中に入っていないのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） これらの取組は、教育委員会などにヒアリングをして挙げさせていただいたのですが、その中にご指摘の内容は挙がってきていなかったの
で、教育委員会にそういう取組がないか確認させていただきたいと思います。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、最後に、これまでの議論全体を振り返りまして、ご意見やご質問などはございますでしょうか。

○荒木委員 先ほど磯田委員からお話がありましたけれども、どうしても刑務所出所者等ということが前面に出てくるので、少年は置き去りにされがちですが、今、磯田委員がおっしゃられたようなところは結構目立ちますし、これから意識していかなければならない課題ですので、ぜひ教育委員会でももんでいただければありがたいと思います。

それから、全体の流れを見ますと、家庭裁判所とやり取りがないところがほとんどですが、家庭裁判所では、付添人や一緒に動かれている弁護士もたくさんおられますので、そういう方々の話もお聞きしていただければありがたいと思います。

最後に、札幌市の場合は、条例までつくって被害者支援をされているので、それをどこかに書き込んでおいたほうが、これを市民が読んだときに受け入れが図られるのではないかと思います。悪いことをした人のためにこれだけのページの計画をつくって、私たちのことは何も考えていないのかと思われるのはよくないので、ぜひその点もご検討いただければありがたいと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 先ほどの回答と重なりますが、少年に関する課題については、教育委員会との話をもう少し進めていきたいと思います。

また、家庭裁判所の話についても、ご意見として参考にさせていただきます。

それから、被害者支援についてもご指摘がありました。札幌市は被害者支援もしておりますが、こちらは再犯防止の計画ですので、盛り込めるかどうかは考えなければいけません、検討させていただきます。

○神元部会長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

司会を事務局にお返しします。

○事務局（江積区政課長） 神元部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、今日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

今回は、計画本書の第4章－4から第5章までをご審議いただく予定です。ご審議の際は、本日と同様に、計画本書を使用いたしますので、ご持参いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、委員の皆様のご意見をいただきながら、答申に向けた計画案をつくり上げていきたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次回の検討部会の開催は、7月27日（木）の午後2時からとなりますので、ご予定いただけると幸いです。

5. 閉 会

○事務局（江積区政課長） それでは、以上をもちまして、第2回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画検討部会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

以 上